

令和元年度 第1回 新居浜市政策懇談会 ワーキンググループ（第1部会 都市基盤）

【議事次第】

開 会 議 事

- 1 会議の進め方について
- 2 ワーキンググループの作業内容について
- 3 施策体系検討ワークシートについて
- 4 その他

閉 会

◆令和元年12月25日（水）15時～

◆市民文化センター別館3階第2中会議室

令和元年度 新居浜市政策懇談会/ワーキンググループの概要

- | | |
|---|---------------------------------------|
| ◆ 政策懇談会委員
38名（市内38団体の代表） | ◆ ワーキンググループ（第1部会 都市基盤）
11名（市内11団体） |
| ◆ 政策懇談会テーマ
第六次新居浜市長期総合計画の策定 | |
| ◆ 進め方
ワーキンググループを設置し、ワーキンググループと行政が一緒になって、計画案を作成
計画案をもとに、政策懇談会（本会）で協議

※ 令和元年度、令和2年度の2年をかけて計画案をとりまとめ
※ ワーキンググループは7分野で設置
（都市基盤、産業振興、保健福祉、市民安全、環境衛生、教育文化、行財政運営） | |
| ◆ 会議開催回数
（令和元年度）
◎ 政策懇談会（本会）：2回（10月、3月）
◎ ワーキンググループ：部会ごとに複数回（12月から3月）
（令和2年度）
◎ 政策懇談会（本会）：2回（5月、10月）
◎ ワーキンググループ：部会ごとに1～2回（4月中） | |

長期総合計画とは

◆ 長期総合計画とは

市政の総合的かつ長期的な指針であり、本市の最上位計画

◆ 長期総合計画の構成

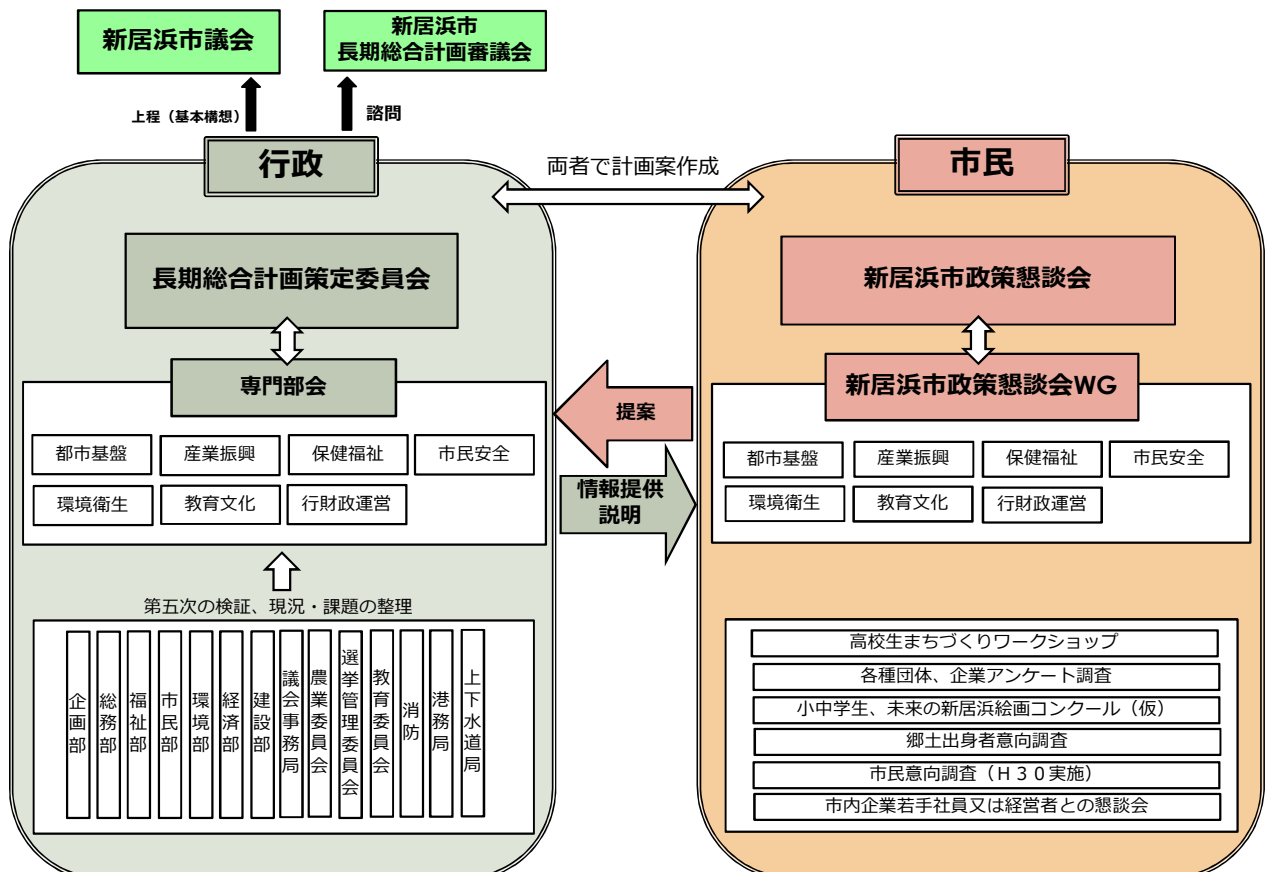
- 基本構想 将来都市像・まちづくりの目標、施策の大綱など、本市が目指すまちづくりの方向を示すもの
- 基本計画 基本構想に基づく施策の大綱を具現化し、将来都市像を実現するために基本的施策を体系的に示すもの
- 実施計画 基本計画に基づく、具体的な事務事業の実施にあたり作成する計画

- ※ 基本構想、基本計画の計画期間は10年間
- ※ 基本計画は、中間年に見直し
- ※ 実施計画は、前期5年分の計画を策定

◆ 策定の視点

1. 市民との協働による計画づくり
2. 時代の潮流を反映した計画づくり
3. 財政状況に即した計画づくり
4. わかりやすい計画づくり
5. 他の計画と整合性のある計画づくり

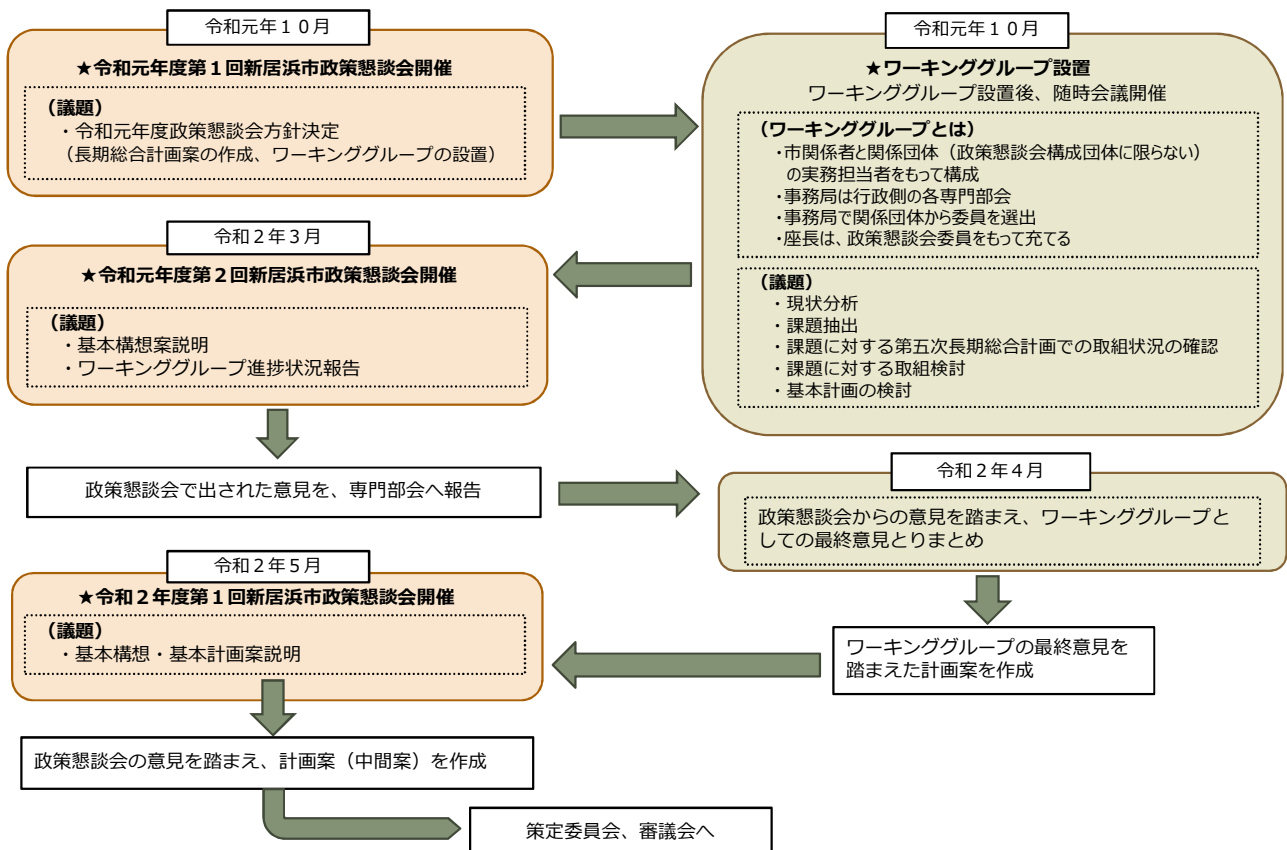
第六次新居浜市長期総合計画策定フレーム



政策懇談会スケジュール（案）

		政策懇談会	政策懇談会ワーキンググループ	全体スケジュール
令和元年度	10	◆令和元年度 第1回 新居浜市政策懇談会		令和2年4月までに、行政側の専門部会と共に計画案を作成
	11		新居浜市政策懇談会WG設置	
	12		12/25（水）15:00～ 第1回 （施策検討ワークシート説明）	
	1		【予定】1/16（木）13:30～ 第2回 （施策検討ワークシートとりまとめ）	基本構想原案作成
	2			
	3	◆令和元年度 第2回 新居浜市政策懇談会（予定）	下旬 第3回 （基本計画面案説明）	
令和2年度	4		下旬 第4回 （基本計画面案最終とりまとめ）	基本計画原案作成
	5	◆令和2年度 第1回 新居浜市政策懇談会（予定）		
	6			基本構想・基本計画 （中間案）作成
	7			
	8			パブリックコメント
	9			基本構想・基本計画 （最終案）作成
	10	◆令和2年度 第2回 新居浜市政策懇談会（報告会予定）		
	11			

政策懇談会・政策懇談会ワーキンググループの進め方について



専門部会所管分野

部会	都市基盤	産業振興	保健福祉	市民安全	環境衛生	教育文化	行財政運営
所管事務	道路	第一次産業	健康づくり	交通安全	地球環境	家庭教育	市民参加型行政
	土地利用	第二次産業	保健・医療	防犯	生活環境	学校教育	広報・広聴
	市街地整備	第三次産業	高齢者福祉	防災	公害防止	社会教育	行政運営 財政運営
	港湾	第四次産業	児童福祉	消防	ごみ し尿処理	人権	高度情報化
	上下水道	観光	障害者福祉	消費生活	その他	スポーツ	情報発信
	河川	運輸交通体系等	地域福祉	男女共同参画		芸術文化	官民連携 (PFI・PPP)
	公園・緑地	労働（雇用）	社会保障	国際交流		近代化産業遺産	広域連携
	住宅	その他	少子化	地域コミュニティ		生涯学習	その他
	水資源		その他	ボランティア		その他	
	その他			移住・定住			
				その他			
事業 大規模	駅南整備	新企業用地				総合運動公園	
	総合運動公園					文化センター	

施策体系検討ワークシート（都市基盤専門部会）－土地利用

テーマ	番号	現況	現況を表すデータ （指標）	基礎データの数値										課題	課題に対する 第五次での取組状況	課題解決に向けた 取組方針	主な取組内容	担当課
				2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018					
土地利用	1	・人口が減る中で、市街地では空き家や空き地がランダムに発生し、スポンジ化が進んでいる。中心部には、島状の用途白地地域も存在し、耕作放棄地が増加している。 ・一方、線引き廃止(平成16年5月)により、土地利用条件の均衡化が図られた結果、周辺では開発が続いており、住宅地、小規模農地、商業・業務用地が混在し、スプロール化が懸念されている。	旧市街化調整区域(特定用途制限地域)における1000㎡以上の開発行為許可件数	1999	2000	2001	2002	2003	2004 (H16)	2005	2006	2007	2008	・用途地域と実際の市街地が整合していない。 ・拡散した市街地のコンパクト化とスポンジ化対策。	・令和17年(2035年)を目標年次とする立地適正化計画を策定し、平成31年4月1日に公表した。 ・一部用途地域及び特定用途制限地域において、社会経済情勢の変化やインフラ整備に伴い、都市計画決定の変更を行った。 ・都市計画マスタープランにおいて、新たな工業用地の確保について検討した。	・立地適正化計画に基づく誘導施策を推進し、市全体としてのコンパクトで魅力と活力あるまちづくりを展開する。 ・都市機能や公共交通等の利便性が高い拠点周辺に、子育て世帯や若者層を呼び込む。	・都市機能誘導区域への都市機能(賑わい機能:商業施設、医療施設、文化スポーツ施設、子育て支援施設等)の立地誘導、整備を図る。 ・居住誘導区域へのまちなか居住の誘導を図る。 ・若者、子育て層等の流入・定住を図る居住支援施策を充実させる。 ・災害リスクの低い地域への居住誘導を図る。	都市計画課
				0	3	1	4	4	7	17	12	9	12					
				2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018					
				12	13	24	14	13	7	14	15	12	11					
景観形成	2	・インフラ整備や生活様式の変化に伴い、地域の特徴的な景観が損なわれることが危惧されるようになってきた。												・景観形成が市民生活に直結していないため、景観形成の取組みが後手となっている。 ・県内11市のうち、景観計画未策定は本市のみ。	・景観計画策定委員会を立ち上げ、景観計画の策定に着手した。	・景観は、現在及び将来にわたる国民共通の財産であることから、地域の実情に即した良好な都市景観の保全と創出を図る。	・適正な制限の下に、自然景観と産業遺産が調和した土地利用がなされることを通じて、地域独自の歴史文化に根ざした景観整備及び保全を図る。 ・地域の活性化に資するよう、市、事業者、住民が景観資源や考え方の共有化を図る。	都市計画課
地籍調査	3	・調査が市内の一部にとどまっており、計画的に取組む必要がある。	地籍調査進捗率	5.0	5.4	6.0	6.4	6.9	7.5	8.1	8.4	8.9	10.6	・調査の着手時期が県内他市町に比べて遅かったため、進捗率が低い。	・新市建設計画に基づき、別子山地区の調査に取り組んだ。 ・旧市内において、公共事業の先行地区及びDID地区内から優先して調査に取り組んだ。	・土地取引や公共事業の円滑化、災害時の早期復旧など、広範囲にわたって利活用できるよう調査を進める。	・事業効果が高い地区及び、事業目的が明確な地区において、調査を計画的かつ優先的に実施する。	国土調査課

施策体系検討ワークシート（都市基盤専門部会）－市街地整備

テーマ	番号	現況	現況を表すデータ （指標）	基礎データの数値										課題	課題に対する 第五次での取組状況	課題解決に向けた 取組方針	主な取組内容	担当課
				2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018					
市街地整備	1	・都市基盤が未整備な中心市街地や、改善が必要な木造密集市街地が存在する。 ・大規模小売店舗等の立地により、中心市街地の衰退が進んでいる。												・居住や都市機能を誘導すべきエリア内において、まちの魅力や居住環境の向上が求められている。		・都市機能誘導区域、居住誘導区域内の利便性、住環境を向上させ、居住者にとって住みやすいコンパクトなまちづくりを進める。	・「一宮、繁本町周辺地区」、「昭和通り、登り道沿道地区」、「前田町周辺地区」の都市拠点における機能の充実、強化を図る。 ・行きたくなる、歩きたくなる都市空間をつくる。	都市計画課
新居浜駅 周辺整備	2	・駅北側は、面的整備とあかがねミュージアムを核として一定の賑わいが創出されている。 ・一方、駅南側は、木造住宅の密集や過小な公共空間(道路、公園)、用途白地地域が存在しており、基盤整備や土地の有効利用が図られていない。												・駅周辺において、南北が一体的となった都市拠点の形成が図られていない。	・駅前地区において、土地区画整理事業と駅周辺事業を実施し、土地の区画形質を整え、公共施設(道路、駅前広場、公園、自由通路、あかがねミュージアム、駐車場、駐輪場など)を整備した。	・市の南の玄関口として、また、交通結節点として、駅周辺の南北が一体的となった都市拠点の形成を図る。	・駅南北の一体的な利用の必要性について理解促進に努める。 ・市全体の観点からの都市機能の充実、強化を図る。 ・個別の建物整備や基幹的公共施設が一体となった市街地整備を行う。 ・景観や防災、環境へ配慮し、地域の魅力を向上させる。	都市計画課

施策体系検討ワークシート（都市基盤専門部会）－公園・緑地

テーマ	番号	現況	現況を表すデータ （指標）	基礎データの数値										課題	課題に対する 第五次での取組状況	課題解決に向けた 取組方針	主な取組内容	担当課
				2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018					
公園・緑地	1	・公園に対する市民ニーズが多様化している。 ・既存の公園においては、開設以降年数が経過し、施設の老朽化が顕著になっている。 ・身近な公園の日常の維持管理は、地域の団体等に委託しているが、高齢化や人員減が予測されており、これらへの対応が求められている。	公園施設の修繕件数	76	81	87	89	69	102	100	86	91	97	・公園利用の安全の確保と適切な維持管理、運営 ・公園の魅力向上 ・新規に整備する身近な公園の用地確保	・地域ニーズに即した公園となるよう、計画段階から住民参加による公園整備を行った。（駅前地区の街区公園、中萩きらきら公園、東浜公園、三喜浜公園、岡城館歴史公園、神郷公園、渦井なかよし公園） ・公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に、施設の改修、更新を行った。 ・滝の宮公園リニューアル事業及び湧水空間整備事業（高柳公園）に着手した。 ・市民サービスの向上と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入した。（山根公園、新居浜公園）	・公園緑地が持つ多様なストック効果を高める。 ・身近な新規公園は、借地方式や、公共施設の再編で生じた未利用地を活用して整備する。 ・地域親しまれ、使われる公園となるよう市民との協働による公園管理を進める。	・長寿命化計画に基づく予防保全型の管理による計画的な維持管理・更新を着実に行う。 ・滝の宮公園リニューアル事業及び湧水空間整備事業（高柳公園）を着実に実施する。 ・民間活力による公園の利用促進、魅力向上を検討する。	都市計画課
			新たに開設した公園数 （ ）は面積・ha	3 (3.56)	2 (1.22)	2 (1.37)	1 (0.26)	0	1 (0.60)	0	0	1 (1.10)	0					

施策体系検討ワークシート（都市基盤専門部会）－住宅

テーマ	番号	現況	現況を表すデータ (指標)	基礎データの数値										課題	課題に対する 第五次での取組状況	課題解決に向けた 取組方針	主な取組内容	担当課
				2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018					
住宅	1	・老朽化住戸の適正管理 木造平屋建てを中心に、現在耐用年数が経過し、老朽化が進んでいる住戸が多くある。	耐用年数経過の 公営住宅戸数					636	633	631	579	579	579	老朽化住戸の入居者に対し、住替えの案内をしても、引っ越しの手間や、慣れ親しんだ土地から離れたくない等の理由で、多少古くてもずっと住み続けることを希望する人が多い。	治良丸南団地建替え事業を完了し、東田団地建て替え事業に着手した。 また、老朽化住戸の入居者に対して住替え希望の有無等についてアンケート調査を実施した。	・計画的な建替えを実施し、単身高齢者等の入居希望者のニーズに合った住宅を建設すると共に、新規住宅の建替を検討する中で、住宅の統廃合の検討も行い、中心部への集約化を図ると共に、跡地の有効活用を検討する。 ・老朽化住宅からの住替え希望者については積極的にすすめる。	公営住宅等長寿命化計画において、『用途廃止』の方針となった団地の入居者に対し、希望の間取り等の聞き取りを行い、新棟建設時に移転してもらうよう依頼し、移転が完了した団地については、用途廃止後解体を行う。	建築住宅課
住宅	2	・公営住宅の維持管理 既存公営住宅の内、維持保全住宅(当面建替えを行わず維持する住宅)については、建設後、一定期間が経過していることから、長期に安定した居住を可能とし、耐久性を確保するために、計画的に外壁改修や屋上防水工事を実施する必要が生じている。	公営住宅改善事業による改修 工事件数(工事件数/実施計画 件数)				6/7	5/19	17/22	10/20	17/21	12/18	8/16	屋上からの漏水や外壁からの侵入水等により雨漏りし、その影響により、鉄筋が腐食することによる外壁モルタルの破片落下などにより、安心な住宅の提供ができていない。	公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的な改修を行った。	・計画的な公営住宅の改修	公営住宅等長寿命化計画に基づき、改善の緊急度の高い団地を優先し、順次改修を実施する。	建築住宅課
住宅	3	・ニーズに合った住戸の提供 新規入居者の募集を行っても、築年数が多く経過してるものや、風呂の無い住戸は応募が0の状態が続いている。また、そもそも世帯での入居応募が少ない。	公営住宅定期募集申込状況 (入居決定戸数/定期募集戸 数)										22/55	公営住宅がそもそも住宅困窮の世帯向けであることから、単身入居可能な部屋が少ない。	単身向け住戸の要件緩和により、単身でも入居可能な部屋を増加させた。	空き部屋の修繕について、単身入居可能な部屋について優先的に修繕を行う。	単身入居可能な部屋を優先的に修繕し、単身入居可能な部屋の定期募集戸数をできるだけ増やしていく。	建築住宅課
住宅	4	・適切な管理が行われていない空家等が多数あり、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている。 ・相続登記がされておらず、何代にも渡る法定相続が発生しており、相続人の所有者意識も希薄化している。	空家数								2364	1971	1883	・空き家を管理や処分(解体・売却等)をするにあたり、相続人同士で協議しなければならないが、所有者死亡による相続登記がされていない事から法定相続人が多数となる事例が多く、他の相続人の問い合わせがあったとしても個人情報となる事から教える事ができないため、実際に協議を行う事が難しい。また、解体等適切な管理には費用が掛かる事から理解を得にくい。 ・接道がない若しくは車両が入れない敷地にある空き家は、建替えができないことが多いため売却が難しく、解体費用が割高になることや解体することで土地の固定資産税が上がることから解体されず、管理不全となって老朽化が進んでいる。 ・所有者不明や相続人不存在のケースも少なくなく、空き家問題が長期化している要因となっている。 ・自治会及び近隣住民と空き家の所有者等との関係が希薄化し、相互間で連絡が取り合えない場合が多い。	・空家等対策計画の策定 ・空家等対策協議会の設置 ・老朽危険空家除却事業の実施 ・空家等所有者へのアンケート調査 ・シルバー人材センターと協定締結(空き家所有者等へ業務を紹介) ・適切な管理を促す広報(市HP・市政だより・固定資産税納税通知書へチラシを同封) ・空家等の相談対応 ・出前講座の実施	・相続登記の推進 ・適切な管理の啓発 ・空家等の発生抑制	・空家等対策計画の見直し ・老朽危険空家除却事業の実施 ・適切な管理を促す広報 ・空家等の相談対応 ・出前講座の実施	建築指導課
住宅	5	平成28年に熊本地震があったので耐震診断件数が大きく伸びたが、近年は停滞している。	耐震診断実施戸数	5	10	6	16	10	14	11	88	38	29	新居浜市耐震改修促進計画では、住宅の耐震化率について平成25年時点の70.4%を令和2年度までに90%とすることを目標に掲げているが、昭和56年以前に建てられた旧耐震基準の木造住宅は14,000戸あると推定されており、市の補助金を利用した耐震改修のみでは抜本的な耐震化率の向上には至っていないと思われる。	・市政だより及びチラシによる広報 ・出前講座、戸別訪問等の実施 ・個人で直接設計事務所に耐震診断を依頼する方法に加え、平成28年からは希望する方に診断技術者を派遣して耐震診断を行う方式を追加	・耐震診断、耐震改修の必要性に関する啓発 ・地震災害等に対する予防対策のため、耐震化の推進を図る	・制度の広報 ・出前講座の実施 ・市内の一戸建て住宅を対象に、戸別訪問を実施し、耐震化の重要性等について直接説明を行う	建築指導課
住宅	6	平成28年に診断件数が伸びたため、近年は耐震改修を実施する方が増えている。	耐震改修 実施戸数		0	0	4	6	7	7	8	23	24	・市政だより及びチラシによる広報 ・出前講座、戸別訪問等の実施	・耐震診断、耐震改修の必要性に関する啓発 ・地震災害等に対する予防対策のため、耐震化の推進	・制度の広報 ・出前講座の実施 ・市内の一戸建て住宅を対象に、戸別訪問を実施し、耐震化の重要性等を直接説明 ・過去に耐震診断のみで改修に至っていない住宅について電話等で制度の啓発	建築指導課	
住宅	7	耐震改修工事は費用が多額になるため、比較的安価な耐震シェルターに興味を示す方もいるが、補助の利用にはつながっていない。	耐震シェルター 実施戸数									1	0	・耐震シェルターは耐震改修に比べて安価となる場合が多いが、全体的な耐震改修と違い、耐震性のある部分が限定される。 ・専門の施工業者が県内に1件(今治市)しかなく、工事依頼・打ち合わせ・施工等遠距離が故の不便がある。	・市政だより及びチラシによる広報 ・出前講座、戸別訪問等の実施	・制度の啓発 ・地震災害等に対する予防対策のため、耐震化の推進 ・県内、市内等の施工業者への啓発(事業者等に対し、耐震シェルター工事に対応できるよう促し、申請者の利便性を図る)	・制度の広報 ・出前講座、戸別訪問等の実施件数を増加 ・過去に耐震診断のみで改修に至っていない住宅について重要性の説明 ・建築士会、建設業協会への啓発	建築指導課
住宅	8	昨年より民間ブロック塀の撤去について補助を行っているが、制度利用件数は伸び悩んでいる。(今年度10月時点4件)	民間ブロック塀 撤去補助件数										7	平成30年に学校教育課が通学路危険箇所調査を行った結果、学校側から要望のあった62か所の内、危険と判断された34か所について重点的に対応しているが危険箇所の改善につながっていない。	・市HP・市政だより等の啓発 ・通学路危険箇所調査により危険と判断された34か所について戸別訪問(21か所ポスティング済、内7か所戸別訪問済)。 ・令和2年度に補助制度の見直し(通学路について補助金額の増額及び補助対象工事に改修も含める)を行う	・制度の啓発	・制度の広報 ・戸別訪問の実施	建築指導課

施策体系検討ワークシート（都市基盤専門部会）－道路

テーマ	番号	現況	現況を表すデータ (指標)	基礎データの数値										課題	課題に対する 第5次での取組状況	課題解決に向けた 取組方針	主な取組内容	担当課
				2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018					
道路	1	広域交流幹線道路である国道11号線の交通量は飽和状態で渋滞が発生している。	新居浜バイパス9.3km間の供用延長(km) (データ出典:国交省)	2.4	2.4	2.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	5.9	国道11号線の渋滞を緩和するため、11号バイパスの供用区間の延長にむけて整備を促進する必要がある。	11号バイパス促進のため、地元調整や関連市道の整備に取り組み、また主要幹線道路整備促進期成同盟会において要望活動を積極的に実施した結果、第5次期間中に3.5kmの供用が開始した。	11号バイパス全線の早期供用に向けて、必要な地元調整を行うと伴に、国にむけ効果的な要望活動を実施する。	・11号バイパス整備促進のため、地元関係者等との積極的な調整 ・主要幹線道路整備促進期成同盟会を通じた国への要望活動の実施	道路課
道路	2	市内の道路には、交通安全上危険な箇所が多数あり、安全で快適な通行が確保できない。特に、通学路等の児童や幼児への安全対策が不十分である。	交通安全施設整備事業【カーブミラー、防護柵等の整備】 (千円)	29,551	27,868	27,962	27,969	27,959	27,948	27,616	27,957	19,943	19,967	通学路を含む、道路の交通安全確保のため、交通安全施設の整備を進める必要がある	新須賀山根支線の整備による自歩専道の整備、要望によるカーブミラーなど交通安全施設の整備。新居浜自転車ネットワーク整備基本計画に基づく、自転車通行空間の整備。	交通安全施設の整備を推進することにより、歩行者や自転車の安全で快適な通行空間の確保を図る。	・道路安全対策施設(ガードパイプ、カーブミラー等)の設置 ・通学路対策(グリーンベルト等) ・自転車ネットワーク整備基本計画の推進	道路課
道路	3	都市の骨格を構成する市域内幹線道路の整備が不十分であるため、交通混雑の発生や安全で安心な通行に支障が生じており、快適な都市環境の形成や計画的なまちづくりが図られていない。	都市計画道路整備換算延長(累計)	47.4	49.8	50.4	51.4	51.8	53.5	54	55.3	56.2	56	市域内幹線道路となる未整備の都市計画道路等の整備が必要である。	県が整備する西町中村線及び郷松の端線は全区間が着手され、一部供用開始となった。また市道について、角野船木線は計画通り事業が完了し、上部東西線についても、全区間を事業着手した。都市計画道路については、平成30年度より見直し作業に着手しており、令和3年度に計画変更の予定である。	交通混雑の解消及び通行の安全確保を図り、快適かつ計画的なまちづくりを進めるため、都市の骨格となる都市計画道路などの市域内幹線道路の整備を推進する。	・市道である上部東西線、宇高西筋線等の都市計画道路の整備推進 ・県道である、西町中村線、郷松の端線等の整備促進	道路課
			都市計画道路整備率(%)	51.9	54.5	55.2	56.2	56.7	58.6	59.1	60.6	61.6	61.3	交通環境の変動による長期未着手の都市計画道路の見直しが必要。また災害発生時において、避難路、輸送路となりうる路線の整備を推進する必要がある。				
道路	4	身近な生活道路については、幅員が狭小で未整備な区間が多い。また既存市道の、道路施設(舗装、橋梁)については老朽化が進むことにより、安全快適な通行が確保できない可能性がある。	補修着手数/補修必要橋梁数(診断結果Ⅲ)						0/83	2/83	9/83	10/83	12/83	生活道路の拡幅改良や、劣化した舗装の更新が必要である。老朽化が進む橋梁等について計画的な点検・補修・改修を進めていく必要がある。	道路の拡幅改良や舗装等の改修については、要望や調査に基づき順次実施した。橋梁については法定点検を実施し、その結果に基づいた橋りょう長寿命化計画を策定し、計画的な補修を実施している。	利便性向上のため生活道路の拡幅改良及び舗装など既存道路施設の改修、更新を図っていく。橋梁については効果、効率を考慮し、計画的な補修、改修による適切な維持管理を図る。	・要望に基づく生活道路の拡幅改良 ・劣化した舗装及び道路施設の改修、更新 ・点検結果に基づいた橋りょう長寿命化計画の更新及び計画的な補修、改修	道路課
			橋梁補修着手率(%)						0.0	2.4	10.8	12.0	14.5					
道路	5	市道の耐震対策が十分でないため、大地震発生時に、緊急輸送路や避難路が確保できない可能性がある。	耐震着手数/耐震必要橋梁数										2/54	国土強靱化を進めていくため、緊急輸送路や重要路線上ある橋りょうや啓開路線(高速道路)を跨ぐ跨道橋の耐震化を進める必要がある。	橋りょうの耐震化計画を策定した。	大地震発生時に備え、効果的、効率的な橋梁等の耐震化対策の実施による国土強靱化を図る。	・緊急輸送路及び重要路線の橋梁や高速道路を跨ぐ跨道橋の耐震化 ・長寿命化事業と合わせた耐震化の計画の実施	道路課
			耐震化率(%)										3.704					

施策体系検討ワークシート (都市基盤専門部会) ー 港湾

テーマ	番号	現況	現況を表すデータ (指標)	基礎データの数値										課題	課題に対する 第5次での取組状況	課題解決に向けた 取組方針	主な取組内容	担当課
				2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018					
港湾 五次計画 1－6－1 物流の高度化に対応 する公共ふ頭の整備	1	経済のグローバル化による物流需要の増大やコンテナ化をはじめとした輸送革新に対応した、物流機能のより一層の強化・充実が求められている。	【資料：港湾統計】 取扱貨物量(千トン)	10,621	11,880	12,053	11,946	11,301	11,806	10,864	11,248	11,930	11,050	物流機能のより一層の強化・充実が必要である。	新たな公共埠頭(岸壁2施設)の整備を行った。物流機能の効率化に資する新たなコンテナクレーンの整備を行った。			
			【資料：港湾統計】 フィーダーコンテナ取扱個数(TEU)	61,948	73,745	71,141	70,224	72,425	78,904	71,684	74,062	67,320	71,943					
	2	新居浜港内の浚渫が完了していない。												新居浜港内の泊地浚渫が未実施および、維持浚渫が必要な航路・泊地が存在する。	浚渫土処分場所の確保を行い、部分的な浚渫を実施した。	未浚渫エリアにおける浚渫土処分場所の確保。	未浚渫エリアにおける浚渫土処分場所の確保。	港湾課
港湾 五次計画 1－6－2 大規模地震対策施設の 整備	3	大規模地震発生時に対応した施設整備が必要である。	耐震化施設数	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	大規模地震発生時に機能不全に陥らないような対策が求められている。	耐震強化岸壁の整備、橋梁の耐震化を図った。	大規模地震発生時に備え、効果率率的な橋梁等の耐震化対策の実施による国土強靱化を図る。	維持管理計画、定期点検診断結果に基づき、老朽化対策事業と合わせた耐震化計画の実施	港湾課
港湾 五次計画 1－6－3 港湾施設、海岸保全施設 の老朽化と長寿命 化	4	港湾施設、海岸保全施設の老朽化。												利用者や背後地の安全が確保されていない。	施設の点検を行い維持管理計画を策定し、必要な箇所から補修工事を行った。	維持管理計画等に基づく点検実施および老朽化対策を行う。	点検結果等に基づき適切な港湾・海岸施設の維持管理を行う。	港湾課
	5	港湾緑地施設(マリンパーク新居浜)の老朽化が進んでいる。	【資料：新居浜港務局】 維持管理費(施設修繕料+工事請負費)(千円)	11,158	5,358	4,516	6,464	3,159	20,487	126,701	13,654	17,859	33,399	供用開始以降20年が経過しているため、施設の老朽化に伴い利用に支障をきたしている。	施設の点検を行い必要な箇所から対策工事を実施した。	個別施設計画等に基づき適切な管理・運営を行う。	施設(建屋、設備等)について、点検結果や利用状況に応じて効果率率的な修繕、改修を行う。	港湾課
港湾 新規 港の賑わい	6	港を利用した更なる賑わいづくりが求められている。	【資料：新居浜港務局】 マリンパーク新居浜年間利用者数(人)	110,409	129,048	137,920	137,235	141,502	118,357	129,573	143,900	145,700	132,816	クルーズ船の寄港が図られていない。みなとオアシスマリンパーク新居浜の活性化が必要。	クルーズセミナー等の広報活動を行った。みなとオアシスマリンパーク新居浜にてイベントを開催した。	みなとオアシスマリンパーク新居浜を中心に港の賑わいの創出を図る。	クルーズ船の誘致活動、イベント等によるみなとオアシスマリンパーク新居浜の有効活用を、経済部との連携強化のうえ推進する。	港湾課

施策体系検討ワークシート（都市基盤専門部会）－河川

テーマ	番号	現況	現況を表すデータ （指標）	基礎データの数値										課題	課題に対する 第5次での取組状況	課題解決に向けた 取組方針	主な取組内容	担当課
				2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018					
河川	1	通水断面を確保し、台風等の異常降雨時に速やかに雨水を排除するため、河川や水路等の浚渫、除草を実施している。	除草・浚渫件数(箇所)	15	10	34	15	14	21	25	32	39	50	地域活動による維持管理が困難となり、除草等の要望箇所が増加したため、実施箇所や回数を調整する必要がある。	河川や水路周辺の除草や浚渫の実施と県管理河川の実施依頼を行い環境の整備や保全に努めた。	引き続き、市管理河川及び水路については適切な維持管理を実施し、県管理河川については対応必要箇所の実施を要請していく。	河川パトロールを実施して、対応が必要な箇所の把握を行う。除草については、設置可能箇所において防草シート等を設置して維持管理費の低減を図る。	河川水路課
河川	2	排水能力の確保のため、普通河川及び土石流危険渓流の早急な整備が必要である。	河川整備件数(箇所)	4	2	3	2	1	1	6	4	8	7	普通河川、土石流危険渓流の数が多く、全てに対して適切な整備が困難な状況である。	河川等沿いの除草を実施して現状把握をするともに、整備が必要な箇所は工事を行った。	条件整備が整う箇所について、護岸の整備等を実施する。	未整備区間の護岸新設、既存護岸保全のための底張工の実施を行う。	河川水路課
河川	3	防災・減災対策のため、県が管理する二級河川の国領川・東川について、未整備箇所の早急な整備が必要である。												国領川・東川について、河川整備基本方針・河川整備計画が策定されておらず、護岸整備着手に至っていない。また、河川内民有地や不法占用されている箇所があり、権利者の理解が得られないため、河川敷地の確保ができていない。	計画の策定について、知事要望を行い県へ強く働きかけるとともに、不法占用等の状況把握を行った。	引き続き、県へ河川整備基本方針及び整備計画の早期策定を要望する。また、河川敷地確保に向けて、県と連携し解決を図っていく。	河川境界確認に向けた事前調査及び説明会の開催等、事業主体となる県への協力を行う。	河川水路課
河川	4	県が管理する鹿森ダムの堆積土砂が増えており、洪水調節機能に支障をきたしている。												堆積土砂の浚渫が必要であるが、搬出先の確保及び水利権者の理解協力が不可欠である。	県がダム湖への作業用進入路を設置し、上流部の貯砂ダムの浚渫を実施した。	県・市の連携を強化し、浚渫の実施に向けて検討を行う。	浚渫土の搬出先の確保に向けて検討する。また、市内外の受入先について情報収集を行う。	河川水路課
河川	5	全国的に豪雨災害が頻発しており、土砂災害危険箇所において、対策が求められている。	土石流危険渓流対策事業（愛媛県）箇所数	3	2						1			対策が必要な危険箇所が多いが、地図混乱や筆界未定の用地が多く、事業実施に至っていない箇所がある。	地元調整を行い、条件が整った箇所の工事を実施した。	引き続き、県へ事業実施について要望する。また、地図混乱・筆界未定の解消に向けて、県と連携し解決を図っていく。	説明会の開催等、事業主体となる県への協力を行う。また、関係機関と協力し、ソフト対策を進めていく。	河川水路課
			急傾斜地崩壊対策事業（愛媛県）箇所数	1	1					2								

施策体系検討ワークシート（都市基盤専門部会）－下水道

テーマ	番号	現況	現況を表すデータ (指標)	基礎データの数値										課題	課題に対する 第5次での取組状況	課題解決に向けた 取組方針	主な取組内容	担当課
				2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018					
上下水道(下水道)	1	公共水域の保全及び都市環境の向上のため、公共下水道の整備が求められている。	公共下水道普及率(%)	56.4	57.1	58.0	59.4	59.7	60.3	61.2	61.7	62.3	63.2	継続的な汚水整備により公共下水道普及率は向上したが、未だ全国平均より低い状況で、整備を促進する必要がある。 ＜平成30年度末普及率＞ ・全国平均 79.3% ・愛媛県平均 54.6%	事業計画に基づき、コスト縮減などを図りながら、継続的かつ効率的な整備に努めた。	事業計画区域内の未整備地区の解消を図るとともに、企業会計導入に伴う経営戦略や令和8年度を目途とした国の汚水処理10年概成方針等との調整を図りながら、将来的に公共下水道で整備する事業区域の検討を行う。	＜令和5年度末整備計画＞ ・事業計画面積 2,538ha ・行政人口 113,500人 ・区域内人口 87,510人 ＜令和6年度以降整備計画＞ ・全体計画の見直しにより事業区域等を決定する。	下水道建設課
			公共下水道認可区域(ha)	2,127	2,127	2,127	2,367	2,367	2,367	2,367	2,367	2,367	2,538					
			公共下水道汚水整備面積(ha)	1,751	1,786	1,822	1,884	1,900	1,918	1,950	1,971	2,008	2,041					
			公共下水道整備人口(人)	70,486	70,999	71,833	73,848	73,849	73,968	74,603	74,838	74,929	75,349					
〃	2	公共下水道の整備効果の早期発現を促進するためには、流入接続を推進する必要がある。	処理区域内水洗化率(%)	89.9	89.9	89.7	90.8	91.4	91.4	91.2	91.3	91.5	91.6	公共下水道の整備を行なっても、流入接続利用がなければ効果が発現しない。	汚水桝未接続家屋へ直接訪問し、公共下水道への接続について依頼を行った。	公共下水道整備後の接続工事を促進するよう、需要家に対して働きかける。	接続工事に係る情報提供や水洗便所への改造資金の融資斡旋制度などの充実を図る。	企業総務課
〃	3	公共下水道の整備進捗による汚水流入量の増加や、衛生センター老朽化に伴う、し尿・浄化槽汚泥の受入に応じた下水処理場の水処理能力の増強を図る。	処理能力(m3/日)	51,400	51,400	51,400	51,400	51,400	51,400	51,400	51,400	51,400	51,400	①一時的に処理能力を超える流入水量が発生する。 ②衛生センター廃止時期(令和3年度)に合わせて、処理場内に受入施設を整備する。	①不明水の流入調査を実施し、支障箇所の改修を進めた。 ②国の補助金等予算確保に向けて関係機関と調整し工事発注した。	①不明水調査による不明水流入の防止に努める。 ②公共下水道汚水流入の増加と、し尿・浄化槽汚泥の受入に伴う、処理場の増設整備を遅滞なく進める。	①旧合流管路等の調査を継続して実施し、不明水流入の原因究明と施設改修を実施する。 ②し尿・浄化槽汚泥の受入に関して、令和元年度からの3箇年で試運転等を含めた事業を完了する。	下水道建設課
			日最大流入量(m3/日)	45,083	37,126	47,583	43,017	50,134	53,000	42,104	44,660	54,099	54,111					
〃	4	公共下水道管渠の老朽化に伴う改築更新や南海トラフ巨大地震等に備えての耐震化(特に重要幹線を対象)、適切な維持管理が必要となっている。	公共下水道汚水管渠延長(km)	460	473	484	490	498	505	512	519	527	534	管路老朽化の改築更新を平準化して行う計画策定が必要である。なお、新居浜市下水道総合地震対策計画を策定し、耐震診断の結果、下水処理場に直結する重要幹線800mの耐震化工事に多額の費用を要することが判明し、実施には至っていない。	平成29・30年度にソフト対策である下水道BCP計画を策定し、陥没等々著しく老朽化した施設の更新を実施した。また、計画的な施設更新に向けてアセットマネジメントに基づく経営戦略とストックマネジメント計画の策定に着手した。	今後増額が見込まれる整備費用の適正化を目的とした経営戦略や施設全体での優先順位に基づく改築更新を行なうためのストックマネジメント計画を策定し実施する。なお、下水処理場の耐震化を優先する。	経営戦略(令和2年策定予定)の進捗管理及び見直しと下水道施設のストックマネジメント計画(令和3年策定予定)に基づく改築更新を推進する。なお、下水処理場の状況を見ながら、予算の確保と耐震工事の新工法等を検討する。	下水道建設課 企業総務課
〃	5	下水処理場及び雨水ポンプ場について、平成25～32年度を事業期間とした長寿命化計画を策定し、交付金を活用した改築事業を実施している。	下水処理場・長寿命化計画策定及び変更年			(処)策定			(処)変更1回目			(処)変更2回目		下水道法の改正により、長寿命化計画から公共下水道施設全体を対象としたストックマネジメント計画の策定が必要となった。	適切な施設管理として、長寿命化計画に基づく施設更新を実施し、令和元年にストックマネジメント計画の策定に着手した。	当面の期間は、従来の長寿命化計画による施設更新を継続して実施し、ストックマネジメント計画を策定後ば本計画に移行し、交付金事業として施設更新に取り組む。	令和元年度から令和3年度までに、ストックマネジメント計画を策定し、令和4年度以降は本計画に基づいた設計及び施設更新工事を実施し、併せて交付金事業としての手続きを行なう。	下水道建設課
〃	6	浸水被害の防止や軽減を図るため、公共下水道事業計画区域内における雨水施設整備を推進する必要がある。	公共下水道雨水管渠延長(km)	76	79	82	84	86	88	89	91	92	93	①雨水施設の整備費が高額であることや、施設規模が大きく条件整備が必要となるため、事業の進捗が遅くなる。 ②放流先の河川が未整備のため、事業自体に取り組めない。	①条件整備が整った雨水幹線について、順次整備を進めている。 ②未整備河川への放流については、河川管理者と協議し、許可された範囲で暫定的な施設を整備した。	●交付金の活用など必要な事業費を確保する。 ●新技術に対応できる下水道技術者の育成を図る。 ●河川管理者等関係者と協議し、暫定対応も含めて検討する。 ●雨水幹線等への排水流入の促進を図る。	①交付金事業に係る情報を収集し、必要な手続等を実施する。 ②下水道技術研修の受講等による技術者の育成に努める。 ③過去に浸水被害が発生した区域を優先し、整備可能なエリアや施設等について事業化する。	下水道建設課
			公共下水道雨水整備面積(ha)	350	369	380	389	396	400	405	410	415	418					
			公共下水道認可区域(ha)	2,127	2,127	2,127	2,367	2,367	2,367	2,367	2,367	2,367	2,538					
〃	7	令和元年度より公共下水道事業に地方公営企業法を適用し、水道局との組織統合を図る。今後は、収支バランスを考慮した下水道事業の推進が必要である。	営業収支比率(%) [(営業収益－受託工事収益)/(営業費用－受託工事費用)×100]	－	－	－	－	－	－	－	－	－	下水道事業経営の観点から、下水道施設等の資産管理や財政の健全化を図る必要があり、そのためにも、収益の確保が重要である。	下水道事業へ公営企業会計を導入し、経営・資産状況の見える化を図った。また、下水道料金の徴収率向上に努めた。	①公共下水道の全体事業計画を見直す。 ②公営企業として事業経営を安定的に継続して行なうための、コスト縮減や使用料のあり方を検討する。	①令和5年度を目途に公共下水道全体計画の見直しを行う ②経営戦略や下水道施設ストックマネジメント計画の策定に併せて、コスト縮減や適切な使用料のあり方などについて検討する。	企業総務課 企業経営課	
			下水徴収率(%) [(収納金額／調定金額)×100]	96.6	96.5	96.3	96.2	96.6	97.4	97.7	98.3	98.7						－

施策体系検討ワークシート (都市基盤専門部会) ー 上水道

テーマ	番号	現況	現況を表すデータ (指標)	基礎データの数値										課題	課題に対する 第5次での取組状況	課題解決に向けた 取組方針	主な取組内容	担当課
				2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018					
上下水道(上水道)	1	①近年に発生が危惧される南海トラフを起因とする巨大地震などに対して、ライフラインとして重要な水道施設(特に基幹管路(導水管・送水管・Φ400以上の配水管)及び配水池)の耐震化を促進する必要がある。また、土砂災害や浸水被害に対する備えも必要である。 ②維持管理の観点から、法定耐用年数を超える老朽化施設の計画的な更新も必要となっている。	基幹管路耐震化率(%) [[耐震管路延長／基幹管路総延長)×100]	－	16.7	18.0	20.3	21.8	23.2	24.6	29.7	30.6	33.2	①水道施設の耐震化率がまだ低い状況にあり、南海トラフ巨大地震などの自然災害に対する施設整備が遅れていること、また、水道施設が被災した際の対応手順等が不十分である。 ②施設老朽化による漏水事故等で断水や二次災害が発生する危険性が高まっている。	①水道ビジョンや短・中長期アセットマネジメント計画及び経営戦略(投資・財政計画)を策定し、着実に耐震化整備に取り組んだ。また、配水池の耐震診断を実施し、耐震補強や長寿命化対策にも取り組んだ。併せて、被災後に早急に対応すべき応急給水・応急復旧マニュアルを策定した。 ②管路更新・耐震化計画により整備順位を設定し、効率的な更新に取り組んだ。	①水道ビジョン・経営戦略、及びアセットマネジメントによる水道施設整備を着実に実施し、更新・耐震化、長寿命化等による、地震、土砂及び浸水災害への対策を促進する。 ②応急給水・応急復旧マニュアルが、災害時において有効に機能することが求められる。 ③水道事業の効率化や災害時の相互協力など他事業体との広域連携を推進する。	①経営戦略に基づく整備目標 2028年度末(令和10年度末) ・基幹管路耐震化率:50.0% ・配水池耐震化率:80%以上 経営戦略の進捗管理及び見直し、水道施設の更新・耐震化、及び長寿命化等による自然災害対策の最適化・効率化を図る。 ②応急給水・応急復旧マニュアルに基づく訓練を実施する。 ③愛媛県主催の水道広域化プラン及び水道基盤強化計画検討会に参加し、広域連携に取り組む。	企業総務課 企業経営課 水道工務課 水源管理課
			配水池耐震化率(%) [[配水池耐震化容量／配水池総容量)×100]	16.6	16.6	16.6	16.6	16.6	20.2	34.4	54.0	54.0	54.0					
〃	2	①配水池の機能として水道施設基準に示されている計画1日最大給水量12時間分の貯水量を満たさない施設がある。 ②災害時における応急給水用の水道水を、配水池内に確保する必要がある。	計画1日最大給水量(56,300m3)に対する配水池貯水時間(hr) [[配水池総容量／計画1日最大給水量)×24]	6.8	6.8	9.4	9.4	9.4	9.4	9.9	12.0	12.0	12.0	①停電等のトラブルが長時間発生した際に、市内広域で断水が発生する危険性が高まる。 ②緊急遮断弁による、応急給水の水道水を確保する。 ＜応急給水目標水量＞ ・地震発生～3日:353m3/日 ・4～10日:2,353m3/日	①新山根配水池の新設、船木配水池の増設により、市内全体での貯水12時間分を確保した。 ②配水池に設置した緊急遮断弁により平成30年度末で応急給水として利用可能な5,000m3の水道水を確保した。	①貯水量が給水区の計画1日最大給水量12時間分に満たない配水池について、施設の増設、または隣接給水区から補水が可能なバイパス化を図る。 ②給水区毎に応急給水用の水道水を確保する。	①将来的な給水量の減少を考慮した不足貯水量を確認し、施設の増設実施や、近接給水区から補水が可能となるバイパス配管を用いた給水計画を策定する。 ②耐震化配水池への緊急遮断弁設置等に取り組む。	水道工務課 水源管理課
〃	3	人口減少や節水意識の高まりによる使用水量の減少傾向が進んでいることから、既存配水管の能力が過大となっている。	1日最大配水量(m3/日) [計画1日最大配水量:56,300m3/日]	48,832	50,903	48,965	47,815	47,010	45,879	46,490	45,303	43,763	45,204	配水管内滞留時間が長くなることで、残留塩素濃度(0.1mg/L以上)の低下が懸念される。	水道施設のダウンサイジングを含む更新を検討し、末端水質の監視強化に取り組んだ。	火災時の消火水量も確保できる水道管の適正な口径について検討し、併せて、水質に悪影響を及ぼさない水道管内の滞留時間についても検討する。	現状での使用や消火水量に支障とまらない水道施設のダウンサイジングによるコスト削減を図り、給水区の管網配管を最適化し、水質悪化を防止する。	水道工務課 水源管理課
〃	4	水道水の安全性の確認として、自己検査機関である新居浜市水質検査センターで、信頼性の高い精度管理された水質検査を行なう必要がある。	＜水質検査項目＞ ①1日1回以上、残塩濃度・色度・濁度に関する検査 ②水質基準に関する省令等に掲げる事項についての検査											①各給水区の末端に自動水質監視局の設置が必要である。 ②水道水の安全性の根幹となる水質検査について、検査体制を維持し継続することや検査精度の信頼性確保が必要である。	①市内10カ所に水質監視局を設置し、24時間監視を行なった。 ②水質検査センターでの検査機器の適切な維持管理と更新、法改正への対応、水の安全性確保のため年度毎の水質検査計画を策定し、実施した。	①給水区末端の水質監視局の精度維持のため、適切な維持管理等を行なう必要がある。 ②水質検査センターで精度の高い水質検査を継続実施し、水質異常時の連絡体制や適切な対応を実施できるように取り組む。	①水質監視局の適切な維持管理を徹底する。 ②検査機器の適切な更新と維持管理、検査試薬等の適正な保管と在庫管理、水質検査方法の妥当性評価、水安全計画の確実な実施に取り組む。	水源管理課
〃	5	人口減少や節水意識の高まりにより水需要は減少傾向で、給水収益の増加が見込めないことや、水道施設の更新、及び耐震化費用は増加傾向にある。	水道料金調定額(億円)	17.3	16.8	16.8	16.5	16.5	16.6	16.5	16.4	16.3	16.1	安定的に継続して水道事業を行なうことが将来的に困難となる危険性が高まることから、 ①必要な収益の確保 ②効率的な事業運営に、取り組む必要がある。	水道経営の安定継続のために、 ①未収金の縮減(滞納整理業務の民間専門業者委託)、遊休資産の売却等の実施、 ②平成22年窓口業務等の包括的業務委託(お客様センター開設)、経営戦略の策定、水道事業広域連携の検討等を行なった。	水道水の安定供給と水道事業経営の継続性を図るために、 ①コスト縮減、事業の効率化、未収金縮減等を徹底すること、 ②住民のコンセンサスを得ながら、水道施設更新と料金改定等に取り組む。	①水道施設のダウンサイジング、経営戦略の随時見直し、広域連携の検討、未収金縮減対策の強化等に取り組む。 ②必要な施設整備と適正な料金体系による収支バランスのとれた経営を行なうため、料金改定に向けて手続きを進める。	企業総務課 企業経営課 水道工務課 水源管理課
			建設改良費(億円)	8.7	9.0	10.0	12.3	19.6	14.8	9.4	11.8	19.2	16.6					
			水道徴収率(%) [[収納金額／調定金額)×100]	98.8	98.9	98.9	99.0	99.4	99.8	99.8	99.9	99.8	－					
			営業収支比率(%) [[「営業収益－受託工事収益」/「営業費用－受託工事費用」)×100]	120	118	120	114	115	113	114	108	105	102					
〃	6	水道事業は日本の総電力量の約0.8%を消費する、エネルギー消費型産業となっている。	年間配水量1m3当たりの電力消費量(kwh/m3)	0.632	0.627	0.628	0.623	0.627	0.612	0.600	0.599	0.596	0.596	水道事業として、電力消費量を抑制・削減する必要がある。	省電力型のポンプ及び監視制御システムに更新することで、電力消費を削減し、併せて温室効果ガス抑制に貢献した。	省電力型機器類の導入により電力使用量削減を促進し、夜間電力活用による電力ピークの低減を図る。	高効率ポンプへの更新や、中央監視でのきめ細やかな機器操作により深夜電力の利用割合を向上するように取り組む。	水源管理課
上下水道(工水)	7	産業の活性化を図るため、安価に安定して利用できる工業用水道が求められており、南海トラフ巨大地震等に備えての耐震化及び老朽化対策の実施が急がれる。	工水配水管耐震化率(%)	45.9	45.9	48.1	48.1	48.1	48.1	48.8	48.8	48.8	48.8	工業用水道施設の更新コストを抑制する工法等により、更新及び耐震化工事を促進し、適切な維持管理を実施する必要がある。	H28年度に配水池の耐震補強工事が完了、併せて配水管更新・耐震化計画(経営戦略)を策定し、泉寿亭前交差点の横断配水管等の耐震化を実施した。また、交付金を活用しコスト縮減を図った。	計画に基づく施設整備を促進し、コスト縮減となる最新の更新工法を検討し、未更新区間では適切な維持管理としての長寿命化対策等を実施し、交付金についても継続活用に努める。	更新・耐震化計画の進捗管理と修正、県道交差点などを優先的に更新し、他は耐震補強等による長寿命化対策を講じる。また、新工法の研修や交付金関連の情報について収集に努める。	水源管理課
〃	8	台風や渇水などの影響により、給水収益は各年度で変動があるが、一定の収益性は確保している。また、現在の送水量は水利権水量からまだ余裕のある状況である。なお、やむを得ず市工水の送水停止中には、給水需要社が他の用水を使用し補水を行なっている。	営業収支比率(%) [[「営業収益－受託工事収益」/「営業費用－受託工事費用」)×100]	134	145	150	146	143	154	168	157	152	136	安定的な収益を確保するため、効率的な事業運営を行なうことや、給水需要社に対して利便性の向上に努め、まだ余裕のある給水使用量の増加を図る必要がある。	安定給水対応として渇水による断水の事前通知等を実施し、断水日数による予算・決算の検証を行い、事業の効率化に努めた。なお、濁度対策は費用対効果が著しく低いため、不採用とした。	事業の効率化を更に図る必要がある。また、給水需要社の都合があるが、水利権の取得経緯から有効に活用が図られるよう、継続して基本水量の増量を要望する。併せて、市工水の利便性や有益性を高める。	PDCAサイクルに基づくフォローアップを行うことで、工水事業の効率化を図り、安価で利便性の高い工水の供給事業を推進し、本市産業の活性化と発展に寄与するように努める。 現給水需要3社に対して、基本水量の増量協議を継続実施する。	企業総務課 企業経営課 水源管理課
			年間有収水量(1000m3)	14,737	15,862	15,412	15,608	14,830	14,485	15,544	15,175	15,701	14,693					

施策体系検討ワークシート（都市基盤専門部会）－ 水資源																		
テーマ	番号	現況	現況を表すデータ （指標）	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	課題	課題に対する 第5次での取組状況	課題解決に向けた 取組方針	主な取組内容	担当課
				2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018					
水資源（上水道）	1	水道原水として良質で豊富な地下水量に恵まれており、水需要の減少傾向により水源余裕率が上昇するなど、水資源として優良な状態にあるが、様々な危険要因に対する備えは必要である。	水源余裕率（％） [[（確保している水源水量／一日最大配水量）－1]×100]	65.5	58.7	65.1	69.1	72.0	76.2	73.9	78.4	84.7	78.8	●異常渇水時における地下水位の低下による影響 ●自然災害（地震・浸水等）による水源水質や水量の悪化 ●浄化槽・工場排水、家畜糞尿等の未処理水による水源汚染などで、取水が制限されることが懸念される。	①水に関する危害評価と危害管理を行ない、安全な水の供給を確実に行なうための水道システムを構築する水安全計画をH24年6月に策定し、施行評価により平成28年3月に改訂を行なった。 ②水道施設の監視システムを更新し、監視体制を強化した。 ③水源施設の維持管理を適切に行ない、計画的な更新整備や水源機器への外部電源装置設置など機能向上を図った。	●水道水質の安全性を確保するために、より実効性のある対応が可能となるように水安全計画の改定を行なう。 ●水質汚染等を防止するために、施設の維持管理を徹底し、自然災害に備えた整備や、老朽化施設の更新を実施する。	①PDCAサイクルに基づいて水安全計画を検証した後に改訂を行ない、職員研修などの実施により効果的な運用を図る。 ②水道施設監視システムや取水・導水・送水施設の維持・更新を適切に実施する。 ③水源井戸の浚渫や設備等の更新を計画的に実施する。 ⑤水源地から半径500m以内の危険要因等の情報収集を強化する。	水源管理課
〃	2	水資源有効活用の観点から、無効水量（漏水等不明水）を削減し、有収率の向上を図る必要がある。	有収率（％） [[（有収水量（水道料金徴収対象となる水量）／総配水量）×100]	92.1	91.1	91.7	92.8	93.5	93.5	93.2	93.5	93.2	93.7	有収率の低下は無効水量（漏水等不明水）の増加が主要因であり、水資源の無駄となっている。	計画的な漏水調査や漏水多発管路の優先的更新工事などに取組み、有収率向上に努めた。	水資源の有効活用を図る観点から、漏水量の削減に取組み、少なくとも現状の有収率を維持するための対策を継続して実施する。	漏水調査等の強化として、業務委託だけではなく、最新の調査器具の導入や漏水の早期察知のための給水区毎の夜間水量監視施設の増設等に取り組む。	水道工務課
水資源（工水）	3	基本水量（46,600m3/日）、臨時水量（5,480m3/日）ともに、平成20年度から変動がなく、水利権の有効水量（52,080m3/日）内で不足がない状況である。												水利権として利用可能な水量を確実に確保するために、関係団体等と協力し、河川やダム施設などの適切な維持管理が必要である。	①水利権を継続行使するために、期間更新を行なった。 ②河川やダム施設などの維持管理に必要な費用について、協定書に基づき市水道局が負担した。	①安定した取水を継続して行なうことが求められる。 ②鹿森ダムの浚渫時には取水不能となるため、給水需要社情報提供と理解を求める必要がある。	①水利権の更新を継続する。 ②鹿森ダム浚渫による断水の影響を最小とするように、関係団体との協議・調整に取り組む。	水源管理課